

山口県報

平成22年
2月2日
(火曜日)

目次

規則	一
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)	一
告示	一
県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	五
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示の一部改正(河川課)	五
公有水面の埋立ての免許(港湾課)	七
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	七
公告	八
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八
県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第三換地区)の換地処分(農村整備課)	八
特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧(漁港漁場整備課)	八
周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
選管告示	九
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に関する告示の一部訂正	九

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

- 第五十六条第四項を削る。
- 第五十七条第五項を削る。
- 第五十八条第二項を削る。
- 第五十九条第五項を削る。
- 第九十六条第五項中、「(廢にあつては、当該金額又は精算残金を支出した経費の所属する年度の翌年度の四月三十日)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十二年及び平成二十三年において県が発注する森林整備工事(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約に係る指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関成

一 森林整備工事

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付される資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 政令第六百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第六百六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

(2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有する者。ただし、平成二十三年年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。

(1) 森林法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）

(2) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(3) 都道府県知事又は法第十一条第一項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者

(4) 社団法人日本森林技術協会（昭和十三年二月二十八日に社団法人興林会という名称で設立された法人をいう。）から林業技士の登録を受けた者

(5) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年以上かつ五年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上）の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年以上かつ十年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。）

以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者である者であること。

(二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、平成二十二年二月九日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 二の（一）の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類

4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の者にあつては、印鑑証明書

7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年財務省告示第三百七十一号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第三号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 建設工事等競争入札参加資格
- (五) 営業所の名称及び所在地
- (六) 使用印鑑
- (七) 代理人

別記
第1号様式

受付番号	登録番号	受付
------	------	----

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名
(電 話 局 番)
(フアクシミリ 局 番)

年度及び 年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
		人
		人
		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

注 1 印欄は、記入しないこと。
2 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
3 (A)のうち技術職員の数、欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主な一資格等により記入すること。
4 (A)のうち安全衛生教育を受けた者の数、欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。
備考 ()を空けた者の数は、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

誓約書

年月日

山口県知事様

申請者 住所 氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年月日

山口県知事様

郵便番号
住所
届出者
商号又は名称
代表者氏名
(電 話)
(ファクシミリ)

⑪

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

注 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「届出者」欄への押印は要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十二年二月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
 路線名 一八九号
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市三角町二丁目一〇一の一の三地从先から 同市車町三丁目一〇〇八の二地先まで	旧	最狭 一八・〇九	六七・二	
岩国市車町三丁目一〇一〇の一の地先から 同市一〇〇八の二地先まで	新	最狭 二四・八〇	五四・七	起点の変更及び 道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
 路線名 南岩国停車場磯崎線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市川下町一丁目一五〇地先から 同市 同町一六三の二地先まで	旧	最狭 一六・二二	四六・七	
	新	最狭 一一・二一	四五・七	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 一八九号	岩国市車町三丁目一〇一〇の一の地先から 同市 同町一〇〇八の二地先まで	平成二十二年二月三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 南岩国停車場磯崎線	岩国市川下町一丁目一五〇地先から 同市 同町一六三の二地先まで	平成二十二年二月三日

山口県告示第三十九号

水上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示（昭和五十五年山口県告示第六百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関 成

「阿武町及び阿東町」を「及び阿武町」に改める。

山口県告示第四十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

周南市大字戸田字荒神免南一五二の二に沿接する道路から同字一五三までに沿接する市道桑原津木線地先公有水面

2 第二区

周南市大字戸田字桑代一五四に沿接する道路に沿接する市道桑原津木線から同字一四四九の六に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から16の地点までを順次結んだ線、16の地点と17の地点を結ぶ平成二十一年秋分の満潮位(D・L.+三・三三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と17の地点を結ぶ平成十三年二月二十六日付け指令港湾第二号の二でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L.+三・四〇メートル)に囲まれた区域

2 第二区

次の18の地点から43の地点までを順次結んだ線、43の地点と44の地点を結ぶ平成四年八月二十五日付け指令港湾第三七三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L.+三・〇一メートル)及び18の地点と44の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字戸田の大藪三等三角点(北緯三十四度四分一五・一九九二秒東経一三一度四二分五八・〇〇九五秒)(以下「基準点」という。)から一八八度一分三三秒一・二三七・七二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二〇度五五分三七秒一〇・四二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八度二分一九秒七・八六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二七度一〇分五〇秒一・五一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二二度〇一分三三秒五・四二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二九度〇一分四一秒五・四二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三度三三分〇七秒〇・七六メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三三度〇九分一〇秒五・四二メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二四度〇八分四九秒五・四二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二五度〇八分三〇秒五・四二メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二五度四分四三秒二・〇九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二六度一分三二秒九・四五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六度一分三二秒九・四五メートルの地点

(二) 面積

1 第一区

一九三・〇六平方メートル

- 14の地点 13の地点から二六二度五三分四九秒一・九四メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二七一度一分一〇秒四・五〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二七四度一分三秒五・〇三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から四四度五八分一〇秒七七・一八メートルの地点
- 18の地点 基準点から一八九度二七分五〇秒一・二八〇・四五メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二八五度三九分三七秒四・八〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二九四度三九分四六秒五・三三メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三〇〇度三三分五九秒二・一〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三〇一度〇九分四一秒一・五九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三〇一度〇七分四三秒一〇・一九メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二九九度五〇分四二秒七・八九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二九六度一八分〇二秒一〇・一七メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二九二度二九分一七秒九・二五メートルの地点
- 27の地点 26の地点から二八八度三九分五三秒一〇・一七メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二八五度五七分五秒三・五二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から二八五度一六分五〇秒五・九一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二八五度一六分五七秒六・二五メートルの地点
- 31の地点 30の地点から二八四度三三分〇七秒四・六五メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二八三度一四分一秒三・九一メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二八一度五三分三九秒四・八九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二七九度三七分四四秒九・七二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二七六度三七分〇七秒九・八二メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二七三度三六分一三秒九・七二メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二七〇度四八分二七秒八・三七メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二六九度三三分一一秒一・四八メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二七〇度〇八分一五秒一〇・〇〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二六八度五四分〇秒一〇・〇〇メートルの地点
- 41の地点 40の地点から二六九度三一分〇八秒五・一九メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二六九度四分〇六秒五・八四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から二七〇度一八分五五秒二・七三メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三度一六分一六秒二・四八メートルの地点

2 第二区

四三六・六九平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市大字戸田字桑代一四四九の一及び一四四九の五から一四四九の八まで、同大字字荒神免南一五二の二に沿接する道路から同大字字桑代一四四九の一までに沿接する市道桑原津木線並びに同字一五四に沿接する道路地内並びに同大字字荒神免南一五二の二に沿接する道路から同字一四四九の六に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から②③の地点までを順次結んだ線及び①の地点と②③の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一八三度三〇分一七秒一、二六九・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二一九度三六分四一秒八六・七〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二六八度三五分四一秒一・二・八二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇一度三〇分二七秒二〇・三五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九五度一六分五五秒三三・一七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二七七度〇七分三三秒二五・四〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から〇度一五分四六秒三二・〇六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六七度二五分五八秒二五・一四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三二二度二〇分〇九秒三八・五五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二二一度五一分一八秒七七・八四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二二二度三四分一秒八・八七メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一一三度四八分三七秒一六・〇四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一〇三度一三分三四秒一二・一五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から九二度〇八分一四秒二四・七五メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から八九度三八分〇五秒五六・八〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一〇五度二二分一四秒三七・一三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一〇六度〇〇分三三秒一〇・九〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一一二度一五分一〇秒一九・六三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一九度三九分〇四秒一九・〇〇メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二七度三七分一八秒一一・二三メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一〇二度二〇分一五秒六・〇一メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から八二度五九分一七秒二二・七三メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から七五度四七分一三秒一五・二五メートルの地点

- ㉔の地点 ㉓の地点から五三度五四分〇四秒九・六五メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から四二度一八分五秒四九・四八メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二二〇度一五分四三秒一四・八二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二二〇度一八分四四秒二四・七四メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二二〇度一〇分〇六秒三五・二九メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から二二〇度〇〇分四六秒一・四一メートルの地点

(三) 面積

三四・五二四・八二平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

四 免許を受けた者

周南市岐山通一番一号

周南市

周南市長 島津 幸男

五 免許の年月日

平成二十二年一月二十日

山口県告示第四十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二日

山口県知事

二井 関成

一の表中

地方職員共済組 合山口県支部	山口市滝町一番 一号	地方職員共済組 合山口県職員会	山口市阿東総合 支所	滝町一番 山口県庁	昭和五七、 四
地方職員共済組 合山口県支部	山口市滝町一番 一号	地方職員共済組 合山口県職員会	山口市阿東総合 支所	滝町一番 山口県庁	昭和五七、 一

を

に、

山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄
三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二
山口南交通安全協会	山口南交通安全協会	山口南交通安全協会	山口南交通安全協会
山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店
三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二

山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄
三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二
山口南交通安全協会	山口南交通安全協会	山口南交通安全協会	山口南交通安全協会
山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店
三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二

山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄	山口南交通安全協会 会長 松永 義雄
三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二
山口南交通安全協会	山口南交通安全協会	山口南交通安全協会	山口南交通安全協会
山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店	山口南交通安全協会 阿東支店
三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二	三〇〇八の二



(二五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年三月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 やまぐち食農連携推進研究会
代表者の氏名 青沼 理恵

主たる事務所の所在地 山口市小郡御幸町四番六号
三 定款に記載された目的
食農（農商工）連携に関心を有する農業者、林業者、漁業者、個人、企業、行政、大学、公益法人等を対象として、食農（農商工）連携推進に関する人材育成、支援事業、調査研究等の事業を通じて、地域社会の発展に寄与すること。

(二六) 県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業（第三換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第三換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十二年一月二十五日

二 換地処分の内容

県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業（第三換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二七) 特定漁港漁場整備事業計画の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、仙崎地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧の期間
平成二十二年二月二日から同月二十二日まで
- 二 縦覧の場所
山口県農林水産部漁港漁場整備課及び山口県秋水産事務所並びに長門市経済振興部水産課

(二八) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市場光卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第五号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者山本繁太郎の出納責任者から訂正の報告があつたので、衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に関する告示（平成二十一年山口県選挙管理委員会告示第九十二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月二日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

3 報告書の要旨の候補者山本繁太郎に係る部分中

「~~五五五五五~~」を「~~五五五五五~~」を

「~~五五五五五~~」を「~~五五五五五~~」を

「~~五五五五五~~」を「~~五五五五五~~」に改める。

平成二十二年二月一日
印刷発行

発行所

山口県知事
山田 隆